

# 国勢調査支援システムクライアントパソコン等機器賃貸借仕様書

堺市 市長公室 政策企画部 調査統計課

## 目次

1	件名 .....	1
2	概要 .....	1
3	賃貸借期間 .....	1
4	対象機器 .....	1
5	納入場所 .....	1
6	調達範囲 .....	1
7	納入機器等の条件 .....	1
8	機器等の納入 .....	1
9	動産保険 .....	1
10	保守 .....	1
11	賃貸借期間終了後の取り扱い .....	2
12	賃借料の支払い .....	2
13	賃借料以外の費用負担 .....	2
14	機密保護 .....	2
15	その他付帯事項 .....	2
16	その他 .....	2
別紙1	機器等仕様書 .....	3
1	ハードウェア等一覧 .....	3
2	機器詳細仕様 .....	4
別紙2	暴力団等の排除について .....	5

## 1 件名

国勢調査支援システムクライアントパソコン等機器賃貸借

## 2 概要

本仕様書は、国勢調査支援システムで使用するハードウェア及びソフトウェア等の賃借、それら設定作業について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。

## 3 賃貸借期間

15 台

- ・内 1 台を、令和 7 年 8 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- ・内 14 台を、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## 4 対象機器

別紙 1 「機器等仕様書」のとおりとする。

## 5 納入場所

令和 7 年国勢調査堺市実施本部事務局（〒590-0015 大阪府堺市堺区南田出井町 1 丁 1-1）

## 6 調達範囲

- (1) 別紙 1 「機器等仕様書」に記載の機器及びソフトウェア（以下、「借入機器等」という。）の賃借
- (2) 借入機器等の設定作業

## 7 納入機器等の条件

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- (1) クライアントパソコンは、全台同一メーカーの同一モデルであること。
- (2) 環境負荷等を考慮し、堺市グリーン調達方針に定める判断の基準を満たしていること。詳細は、堺市 HP [https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green\\_chotatsu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green_chotatsu.html) を参照のこと。

## 8 機器等の納入

- (1) 機器の運搬に必要な一切の諸経費については、賃貸借費に含むこと。
- (2) 動作検証を行い、発注者が指定する場所、期日に指定する台数を納入すること。
- (3) クライアントパソコンの設定作業は、受注者内であらかじめ実施し、設定完了済みのクライアントパソコンを納入すること。
- (4) 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。
- (5) 借入機器等の設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。

## 9 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

## 10 保守

- (1) 賃貸借期間中の機器の故障した際は、機器交換又は修理などの対応を行うこと。

## 1 1 賃貸借期間終了後の取り扱い

### (1) クライアントパソコン

- ア 機器の返却に要する運搬等に必要な一切の諸経費については、賃貸借費に含むこと。
- イ ハードディスクの乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を本市で実施し、返却する。

## 1 2 賃借料の支払い

本業務に係る受注者に支払うこととする。

## 1 3 賃借料以外の費用負担

発注者は、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

## 1 4 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。

## 1 5 その他付帯事項

本業務に携わる者は、あらかじめ発注者に届出すること。

## 1 6 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。
- (3) 別紙2「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること。

## 別紙 1 機器等仕様書

### 1 ハードウェア等一覧

No.	機器	数量	備考
1	クライアントパソコン	15 式	Microsoft Windows11 Pro 64bit 搭載

### 2 機器詳細仕様

#### (1) クライアントパソコン

No.	項目	仕様
1	基本	・ ノートブックタイプとすること。
2	CPU	・ インテル Core i5-8265U プロセッサ (1.65GHz)と同等以上のスペックを有すること。
3	メモリ	・ メインメモリは、8GB 以上を搭載すること。
4	ハードディスク	・ 256GB 以上のフラッシュメモリディスクを搭載すること。 ・ Bitlocker による暗号化を有効にし、かつ、パソコンの起動時にパスワード入力を求められないこと。
5	LAN インターフェイス	・ 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T に準拠したインターフェイスを有すること。(規格は RJ-45)
6	ディスプレイ	・ 15.6 型ワイド液晶ディスプレイであること。 ・ 1366×768 ドット以上で 1,677 万色以上表示できる機能を有していること。
7	キーボード	・ OADG 準拠もしくは同等仕様 (JIS 標準配列) で、Windows、アプリケーションキー付であること。
8	ポインティングデバイス	・ タッチパッドを有すること。
9	セキュリティチップ	・ TCG Ver2.0 に準拠していること。
10	その他インターフェイス	・ USB3.0 に準拠したインターフェイスを 2 つ以上有すること。
11	その他	・ BIOS 単体による外部通信を行う機能及び OS 領域等のデータを書き込む機能を有していないこと。なお、これら機能を無効化する事で実現することは不可とする。 ・ LAN ケーブル (カテゴリ 5e、5m、黄色) を、端末台数分貸付すること。

(2) クライアントパソコンソフトウェア

(以下の仕様は、1式ごとの仕様)

No.	項目	仕様
1	基本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"><li>・Microsoft Windows11以降</li><li>・Microsoft Office 2021以降 32bit</li><li>・ウイルスバスターCorp.Plus ガバメント (i ランク)</li></ul>

(3) その他ソフトウェア

No.	項目	仕様
1	データ消去ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"><li>・乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去が可能なもの。(機器返却時に本市で作業する。作業に必要なライセンスを調達すること。)</li></ul>

※各ソフトウェア調達に係るライセンス費用等の必要な経費は受注者側で用意すること。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。